

(議長)

日程第4、議案第21号、江差町職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第21号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

公務員の妊娠出産育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づき、育児休業要件緩和等を図るため、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。次、総務課長。

「総務課長」

おはようございます。(議長：「おはようございますの声」)

私の方から、議案第21号、育児休業に関する条例一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書ですが、106ページからとなります。それから、資料でございますけれども、53ページからの資料45の改正概要と次のページからの新旧対照表となります。53ページの改正概要でご説明申し上げます。

まず、その前に最初に大変申し上げます。誤字がありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

53ページ資料45の1、育児休業の取得回数制限の緩和等の回数が建物の階数となっておりました。大変申し訳ございませんが、回るの方の回、その回数に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきますが、改正の理由でございますけれども、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴いまして、均衡の原則に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律も一部改正されました。そのことから、当町におきましても、条例を改正するものでございます。

改正の目的及び趣旨といたしましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備、つまり、育児または介護をおこなう職員の職業生活と家庭生活の両立、これを一層容易にすることを目指すというものでございまして、改正の内容といたしましては、大きく3点となっているものでございます。

まず、1つ目でございますが、育児休業の取得回数制限の緩和等でございます。法律におきましては、職員が同一の子について、育児休業することができる回数が原則1回となっていたものを、原則2回以内となるよう法律の方で一部改正しましたので、町条例の関係する条文を所用の整備するため、改正したものでございます。

2つ目でございますが、2、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の所得要件の緩和でございます。非常勤職員が出生後8週間以内に取得する場合、子が1歳8か月に達する日までに任期が満了することが明らかでないこと。

また、同じく任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない、そういった要件がございましたけれども、8週間と6か月を経過する日までに緩和されましたので、同じく所用の整備をするものでございます。

3つ目といたしましては、3、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化でございます。子が1歳となる以降において、育児休業取得する場合、1歳6か月または、2歳到達日までを上限に取得できるそれぞれの要件ございましたけれども、そのような要件につきまして、夫婦交代での取得する場合など、柔軟に取得できるよう所用の整備をするものでございます。

改正の概要は以上でございます。改正条例につきましては、交付の日から施行し、令和4年10月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

**(議長)**

議案第21号、江差町職員の育児教育（正：休業）等に関する条例の一部を改正

する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。